

亀山市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年2月8日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 20116
- 3 路線名 亀山駅前線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
御幸町字嶋田267番1地 先から御幸町字嶋田267 番地先まで	旧	19.40	最小	20.40
			最大	23.50
	新	19.40	最小	18.00
			最大	21.90